

東通原子力発電所審査資料	
資料番号	O1-DP-024(改1)
提出年月日	令和2年2月5日

東通原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について

令和2年2月5日
東北電力株式会社

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

- 申請案件, 申請概要
- 保安規定の変更箇所について

➤ 申請案件

- (1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更
- (2) 記載の適正化


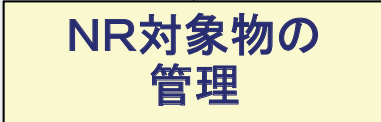

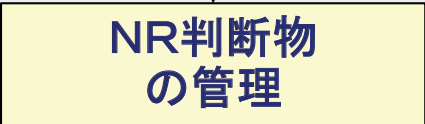
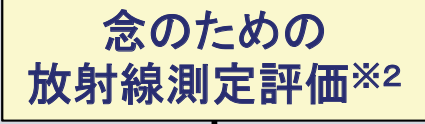
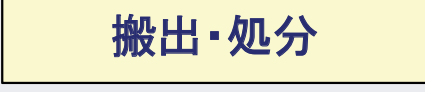
➤ 申請概要

- (1) 旧原子力安全・保安院指示文書「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」(NISA-111a-08-1)(平成20・04・21 原院第1号)を受け、関連する次の条文の追加・変更を行う。

➤ 保安規定の変更箇所について
放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加【第86条の2(第6章 放射性廃棄物管理)】

現行 (2019年6月3日認可)	変更後
	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第86条の2 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第91条第1項で定める区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</p> <p>(1) 第92条第1項(1)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(2) 第92条第1項(2)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第92条第1項(1)の区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(4) 第92条第1項(2)の区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品について、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断することができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>3. 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、第91条第1項で定める区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p>

➤ 放射性廃棄物でない廃棄物(NR)の適用時の業務フロー

業務フロー	実施内容
	<ul style="list-style-type: none"> 作業担当課長は、NR判断に必要な記録等を収集し、放射線管理課長に申請※¹。 申請条件は、NRの判断をしようとするもの(以下「NR対象物」という。)が設置・使用された場所の管理区域区分により整理。
	<ul style="list-style-type: none"> 作業担当課長は、申請したNR対象物が他の放射性物質に汚染されたものおよび汚染のおそれのあるものと混在しない措置(養生、区画および表示等)を実施。
	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長は申請内容を確認し、「適切な汚染防止対策」、「適切に管理された使用履歴、設置状況」、「汚染部位の特定・分離」等を記録等により確認し、NRを判断。
	<ul style="list-style-type: none"> 作業担当課長は、NRと判断されたもの(以下「NR判断物」という。)が他の放射性物質に汚染されたものおよび汚染のおそれのあるものと混在しない措置(養生、区画および表示等)を実施。
	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理課長は、汚染の蓋然性を考慮して測定試料を採取し、NR判断物の材質、性状を考慮し、測定器を選択。 理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認し、作業担当課長に通知。
	<ul style="list-style-type: none"> 作業担当課長は、管理区域外へ搬出。 NR判断物を廃棄または、資源として有効利用。

※1:放射線管理課長は、NRに係る業務に従事する者(協力会社を含む)に対し、当該業務に従事するまでにNRの取扱いに関する教育を実施し、その都度、記録を作成・保管する。

※2:汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等および使用された物品を除く。

➤ 保安規定の変更箇所について 認可を受けた日から10日以内に施行するよう記載【附則】

<p style="text-align: center;">現行 (2019年6月3日認可)</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p>
<p>附 則 (平成26年1月28日 原管B発第1401282号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第86条については、固体廃棄物処理設備設置工事の固定化に伴う運転操作について、機械保修課長から発電管理課長にリリースした日から適用し、それまでの間は従前の例による。</p> <p>2. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>附 則 (平成26年1月28日 原管B発第1401282号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第86条については、固体廃棄物処理設備設置工事の固定化に伴う運転操作について、機械保修課長から発電管理課長にリリースした日から適用し、それまでの間は従前の例による。</p> <p>2. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>附 則 (平成30年2月6日 原規規発第1802068号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成30年2月6日 原規規発第1802068号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902154号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	<p>附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902154号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>
<p>附 則 (令和元年6月3日 原規規発第19060311号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則 (令和元年6月3日 原規規発第19060311号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>
	<p>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>